

(2) 入学者の質の確保

ア 適性試験の活用

(要旨)

審議会意見においては、法科大学院の入学者選抜について、「入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部成績や活動実績等を総合的に考慮して合否を判定すべきである。多様性の拡大を図るため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるべきである」と提言されている。また、法学既修者であるか否かを問わず、全ての出願者について適性試験(注)を行うという方向で各試験の在り方を検討する必要があるとし、その際、適性試験は統一的なものとするのが適切であると提言されている。

(注) 法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す試験である。

適性試験は、各法科大学院が独自に実施するのではなく、統一的な試験として適性試験実施機関(注)が実施しているが、その受験については、当該適性試験を明確に義務付ける根拠規定はなく、受験を義務付けるかは、各法科大学院の裁量に委ねられている。ただし、設置基準第20条において「入学者の適性を適確かつ客観的に評価する」と定められているのは、審議会意見の趣旨を徹底するため、統一的な適性試験の受験による適性の評価を想定しているものであり、事実上の根拠規定であるといえる。全74法科大学院は、入学者選抜試験において適性試験の成績の提出を義務付けている。このため、法科大学院志願者は、まず適性試験実施機関が実施する適性試験を受験し、その結果を添えて、希望する各法科大学院の入学者選抜試験に出願、受験することとなる。

(注) 適性試験実施機関としては、平成15年度から22年度までは、独立行政法人大学入試センターと財団法人日弁連法務研究財団の2機関があり、それぞれ別個に適性試験を実施していた。

平成23年度からは、独立行政法人大学入試センターが撤退し、法科大学院協会、公益財団法人日弁連法務研究財団及び社団法人商事法務研究会の3者が共同で設置する適性試験管理委員会が、唯一の適性試験実施機関となっている。適性試験は年2回行われており、受験料は1回1万5,750円となっている。

なお、平成23年度適性試験の志願者7,829人のうち5,503人(70.29%)が2回受験を申し込んでいる。

中教審法科大学院特別委員会では、入学者の質を確保するため、適性試験の最低基準点を設定することを求めており、その目安を総受験者の下位から15%程度としている。中教審法科大学院特別委員会の改善状況調査結果(平成23年9月14日)では、平成23年度入学者選抜試験において、73法科大学院中54法科大学院が結果として適性試験の下位15%未満の者を合格させていないことが明らかにされている。

適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関性については、法科大学院協会が取りまとめた「適性試験成績と法科大学院学業成績との相関関係に関する調査研究報告書」(平成20年3月。以下「調査研究報告書」という。)において、一部の法科大学院では有意な相関性がみられたとされている。

当省が実地調査した 38 法科大学院においては、適性試験の最低基準点を設定しているもの、設定していないものが、いずれも 19 校であった。

また、適性試験の成績と法科大学院入学後の相関性について、相関があるとするものが 7 校、相関がないとするものが 22 校、分からないとするものが 9 校であった。

さらに、入学者選抜試験における配点割合を調査したところ、配点割合を下げているものが 11 校、配点割合を上げているものが 5 校であった。

当省が実施した意識調査において、法科大学院専任教員（以下「専任教員」という。）、法科大学院の最終年次に在籍している学生（以下「学生」という。）、法科大学院を修了し司法試験受験中の者（平成 23 年司法試験合格者を含む。以下「修了者」という。）及び新司法試験制度を経た弁護士（以下「新弁護士」という。）の計 1,364 人を対象に、適性試験の有効性の評価について尋ねたところ、「①法曹養成に特化した教育を行う前提として、判断力・思考力・分析力・表現力等の資質を測るため有効である。」との回答肢に対し「そう思う」（「どちらかと言えばそう思う」を含む。以下同じ。）と回答した者は 33.2%、「そう思わない」（「どちらかと言えばそう思わない」を含む。以下同じ。）と回答した者は 55.5%、「②適性試験の成績と法科大学院の成績に一定の相関が認められ、入学者の適性の評価としては有効である。」との回答肢に対し「そう思う」と回答した者は 22.5%、「そう思わない」と回答した者は 58.0%、「③適性試験の成績と司法試験の成績に相関は認められないなど、あまり有効とはいえない。」との回答肢に対し「そう思う」と回答した者は 57.0%、「そう思わない」と回答した者は 24.1%となっている。

(7) 制度の概要

審議会意見においては、法科大学院の入学者選抜について、「入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部成績や活動実績等を総合的に考慮して合否を判定すべきである。多様性の拡大を図るため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるべきである」と提言されている。また、法学既修者であるか否かを問わず、全ての出願者について適性試験（注）を行うという方向で各試験の在り方を検討する必要があるとし、その際、適性試験は統一的なものとするのが適切であると提言されている。

（注）法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す試験である。

（適性試験の導入状況）

適性試験は、各法科大学院が独自に実施するのではなく、統一的な試験として適性試験実施機関（注）が実施しているが、その受験については、当該適性試験を明確に義務付ける根拠規定はなく、受験を義務付けるかは、各法

科大学院の裁量に委ねられている。ただし、設置基準第 20 条において「入学者の適性を適確かつ客観的に評価する」と定められているのは、審議会意見の趣旨を徹底するため、統一的な適性試験の受験による適性の評価を想定しているものであり、事実上の根拠規定であるといえる。全 74 法科大学院は、入学者選抜試験において適性試験の成績の提出を義務付けている。このため、法科大学院志願者は、まず適性試験実施機関が実施する適性試験を受験し、その結果を添えて、希望する各法科大学院の入学者選抜試験に出願、受験することとなる。

(注) 適性試験実施機関としては、平成 15 年度から 22 年度までは、独立行政法人大学入試センターと財団法人日弁連法務研究財団の 2 機関があり、それぞれ別個に適性試験を実施していた。

平成 23 年度からは、独立行政法人大学入試センターが撤退し、法科大学院協会、公益財団法人日弁連法務研究財団及び社団法人商事法務研究会の 3 者が共同で設置する適性試験管理委員会が、唯一の適性試験実施機関となっている。適性試験は年 2 回行われており、受験料は 1 回 1 万 5,750 円となっている。

なお、平成 23 年度適性試験の志願者 7,829 人のうち 5,503 人 (70.29%) が 2 回受験を申し込んでいる。

なお、適性試験の志願者数は、平成 15 年度は延べ 5 万 9,393 人 (独立行政法人大学入試センターが 3 万 9,350 人、財団法人日弁連法務研究財団が 2 万 43 人) であったが、減少傾向にあり、22 年度は延べ 1 万 6,470 人 (独立行政法人大学入試センターが 8,650 人、公益財団法人日弁連法務研究財団が 7,820 人) となっており、適性試験実施機関が一本化された 23 年度は 7,249 人 (延べ 1 万 2,173 人) となっている。

(適性試験の意義)

中教審法科大学院特別委員会報告においては、「適性試験は、法科大学院入学時に、法科大学院における学修の前提として要求される法律以外の能力を測るものであり、法律そのものの試験ではないので、必ずしも法科大学院の成績や司法試験の成績との相関関係は強くないが、そこで測定される一定程度の判断力・思考力・分析力・表現力等は高度専門職業人として備えるべき資質・能力である。このため、法科大学院の入学者選抜においては、他の成績と合わせた総合判定の考慮要素の一つとして、または、もっぱら入学最低基準点として、適性試験を重要な判定資料として活用することが求められる。」とされ、法科大学院の成績等との相関関係は強くないとしながらも、「適性試験の得点も含む総合判定方式で合否を決定する場合であっても、適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないよう、統一的な入学最低基準点を設定する必要がある。」とされている。

(最低基準点の設定)

中教審法科大学院特別委員会報告においては、「統一的な最低基準点につ

いては、総受験者の下位から 15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関において、毎年の総受験者数、平均点、得点分布状況や標準偏差など諸要素を考慮しながら、当該年度の具体的な基準点が設定されるべきである。この目安については、将来的に、受験者の状況等を踏まえながら、適切な時期に再度の検証をすることが求められる。」とされている。また、中教審法科大学院特別委員会では、「適性試験最低基準点の目安については、絶対点での設定は困難であり、また必ずしも適切でもないため、相対的な得点分布を基に、平均点の上下標準偏差の広がりとして、おおむね7割の者が入るところが標準偏差の範囲とされ、そこから外れる上下15%のうち、下位の15%については著しく低い得点として考えられていることなどを踏まえて、目安として提言されたものである。」としている。

なお、第47回中教審法科大学院特別委員会（平成24年3月7日）において、適性試験の最低基準点については、各法科大学院が総受験者の下位から15%を基本として設定する必要があるとの考え方が示された。

（改善状況調査結果）

中教審法科大学院特別委員会の各法科大学院の改善状況に係る調査（以下、「改善状況調査」という。）結果（平成23年9月14日）では、「平成23年度の入学者選抜において、適性試験最低基準点を設定したものは、73法科大学院（入学者募集を止めた1校を除く。）中27法科大学院であり、そのほとんどが総受験者数の下位から15%の者が属する点数又はそれを上回る点数を基準点としている。また、適性試験最低基準点を設定するまでには至っていないものの、選抜の過程において適性試験の点数が著しく低い者は不合格とする運用を行っているものも少なくなく、全体で54法科大学院が結果として適性試験の下位15%未満の者を合格させていない。その一方で、19法科大学院では、適性試験の下位15%未満の者を合格させている。」となっている。

しかし、この19法科大学院からは、i) 適性試験の成績や法科大学院入学後の成績、司法試験との成績との間に有意の相関が認められない、ii) 適性試験の成績が著しく低い者であっても入学後に学力が伸びる可能性があることから、入学者選抜の段階で絞り切ることは適切でないといった意見が出されている。

これに対して、中教審法科大学院特別委員会は、「これまで得られた検証結果等に照らす限り、適性試験の点数が高い者は法科大学院入学後の成績が良い、あるいは、新司法試験の成績も良いという正の相関が顕著に認められるとは言えない。しかし、ごく一部の例外を除くと、適性試験の点数が著しく低い者は、一般に法科大学院入学後の成績も良くなく、仮に修了できたとしても新司法試験に合格していないという指摘（注）もある。そのような意味から、入学者選抜における質の確保のための最低ラインとして、適性試験の点数が著しく低い者を合格させることのないように、適性試験最低基準点

を設定し、厳格に運用することが必要と考えられる。」と反論している。

(注) 改善状況調査時における調査対象法科大学院の専任教員の実感

(適性試験の成績と法科大学院入学後の成績等との相関性の調査)

文部科学省から「先導的大学改革推進委託事業」による委託を受けて実施した「法科大学院入学者選抜における適性試験の実効性等に関する調査研究」(受託校：京都大学)の一部として、法科大学院協会が、独立行政法人大学入試センター及び財団法人日弁連法務研究財団と緊密に連携して実施し取りまとめた「適性試験成績と法科大学院学業成績との相関関係に関する調査研究報告書」(平成20年3月。以下「調査研究報告書」という。)においては、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績又は司法試験の合否との相関性を分析している。

(法科大学院入学後の成績との相関関係)

平成16年度、17年度のいずれかの年度の入学者において、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との間の相関係数の一部が有意になる法科大学院は、図表2-(2)-ア-①のとおり、既修者、未修者のいずれも4校みられる。有意な相関係数として算出された値は、入学者の人数が非常に少ない場合(協力校8既修者)を別にすれば、既修者で0.2台前半から0.3台前半、未修者で0.2台後半から0.3台後半程度となっている。

入学者選抜を経ることで適性試験の成績の標準偏差が小さくなった影響を補正すると、図表2-(2)-ア-①のとおり、既修者では補正することにより0.2以上の値となるところはみられなかったが、未修者では補正することにより0.2以上の値となるところが7校みられる。

補正した相関係数を含めて考えれば、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績の間にある程度の相関がみられるものは、既修者よりも未修者に多くなっている。

これは、既修者では何らかの形で法律科目の試験が課されており、法律の知識という点ではある水準以上の集団が入学することとなるため、法科大学院入学後の成績の標準偏差が小さくなる可能性があることによる。一方、未修者には法律科目の試験は課せられないので、法律の知識という点では、既修者に比べ個人差が大きな集団が入学することとなり、法科大学院入学後の成績の標準偏差も大きくなる可能性が高いことによる。

(司法試験の合否との相関関係)

平成16年度の既修者の入学者において、適性試験の成績と司法試験の合否との間の相関係数が有意となった法科大学院は1校(協力校12既修者)のみである(図表2-(2)-ア-①参照)。受験者全体の標準偏差(14.19点)と各法科大学院入学者の標準偏差(3.87から9.06)の大きさからみると、法科大学院を志願する集団が、適性試験、入学者選抜試験を経て、法科大学

院ごとに似通った能力の集団に分割されたことが示唆される。また、司法試験については合格又は不合格の極端に刻みの粗い尺度であり、このように細分された集団（各法科大学院）の中では、適性試験の成績と司法試験の合否との間に強い相関関係がみられなくても不思議はない。

そこで、平成 16 年度の既修者の入学者の適性試験の成績と 18 年度の司法試験の合否を対応させた情報（824 名分）に基づいて、司法試験合格率が適性試験の成績によって連続的に変化する現象を関数化して、各法科大学院の入学者の適性試験の成績の平均値から、その法科大学院出身者の司法試験合格率の予測するモデルに組み入れたところ、各法科大学院の司法試験合格率の実測値に適合する傾向がみられた。これは、個別の法科大学院では適性試験の成績と司法試験の合否との間に有意な相関がみられなくても、法科大学院全体を考慮したモデルに当てはめれば、適性試験の成績から司法試験の合否を予測することが可能である（適性試験の成績と司法試験の合否との間に有意な相関がある）ことを示している。

図表 2 - (2) - ア - ① 適性試験の成績と法科大学院入学後の成績又は司法試験の合否との相関性の有無

		平成 16 年度入学者		平成 17 年度入学者	
		成績 (G P A)	司法試験	成績 (G P A)	司法試験
協力校 1 (小規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	×	—	×	—
協力校 2 (大規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	△ (0.2 以上)	—	×	—
協力校 3 (小規模)	既修者	×	×	—	—
	未修者	△ (0.2 以上)	—	△ (0.2 以上)	—
協力校 4 (大規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	△ (0.2 以上)	—	△ (0.2 以上)	—
協力校 5 (大規模)	既修者	×	×	○ (0.3 台前)	—
	未修者	×	—	×	—
協力校 6 (大規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	△ (0.2 以上)	—	△ (0.2 以上)	—
協力校 7 (小規模)	既修者	×	—	×	—
	未修者	△ (0.2 以上)	—	×	—
協力校 8 (小規模)	既修者	×	×	○ (0.6 台後)	—
	未修者	△ (0.2 以上)	—	×	—
協力校 9 (大規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	×	—	×	—
協力校 10 (小規模)	既修者	×	×	—	—
	未修者	×	—	○ (0.3 台後)	—
協力校 11 (小規模)	既修者	—	—	—	—
	未修者	×	—	×	—
協力校 12 (大規模)	既修者	○ (0.2 台半)	○ (0.2 台後)	○ (0.2 台前)	—
	未修者	×	—	○ (0.3 台後)	—
協力校 13 (大規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	○ (0.3 台後)	—	○ (0.3 台前)	—
協力校 14 (大規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	△ (0.2 以上)	—	△ (0.2 以上)	—
協力校 15 (大規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	○ (0.2 台後)	—	×	—
協力校 16 (大規模)	既修者	×	×	○ (0.2 台後)	—
	未修者	×	—	×	—

(注) 1 調査研究報告書による。

2 「○」は「有意な相関性あり」を、「△」は「補正により有意な相関性あり」を、「×」は「相関性なし」を、「—」は「分析未実施」を、それぞれ示す。

(法科大学院を取り巻く環境変化等を踏まえた新たな調査の必要性)

調査研究報告書は、74 法科大学院の中から 16 法科大学院 (21.62%) を抽出し、平成 16 年度、17 年度入学者を対象に、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績又は司法試験の合否との相関性を分析したものである。

しかし、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績又は司法試験の合否との相関性についてより精緻に分析するためには、全法科大学院を対象に情報を収集し分析することが必要である。

また、平成 16 年度、17 年度入学者を対象としたが、18 年度以降も入学者選抜試験は行われ続けており、司法試験合格率の低迷等により法科大学院志願者が減少し続けるなど、調査、分析当時とは法科大学院を取り巻く環境にも変化が生じている。

このような法科大学院を取り巻く環境変化を踏まえれば、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績又は司法試験の可否との相関性についても変化が生じていることも予測されることから、改めて調査、分析を行う必要が生じていると判断される。

(イ) 政策効果の把握結果

a 最低基準点の設定

当省が実地調査した 38 法科大学院のうち、最低基準点を設定しているものが、19 法科大学院あり、このうち 7 法科大学院は、筆記試験や面接試験の成績が優れていれば、最低基準点を満たしていなくても総合的に判断して合格とする場合があるとしている（図表 2 - (2) - ア - ②参照）。

また、最低基準点を設定していないものが、19 法科大学院であり、このうち 2 法科大学院は、最低基準点は設定していないが、適性試験の成績が著しく低い場合には不合格とするとしている（図表 2 - (2) - ア - ②参照）。

最低基準点を設定しない理由については、i) 既修者の場合、適性試験の成績が振るわなくても、法律科目試験の成績が優秀であれば、総合的には中位レベルで合格する場合があること、ii) 法科大学院入学後の努力次第では司法試験に合格することは可能であることなどとなっている。

図表 2 - (2) - ア - ② 最低基準点の設定状況

(単位：校)

区 分	校数	備考
最低基準点を設定	12	
最低基準点は設定しているが、他の試験の成績が良い場合は総合判断	7	
最低基準点を未設定	17	
最低基準点は設定していないが、適性試験の成績が著しく低い場合は不合格	2	
合 計	38	

(注) 当省の調査結果による。

b 法科大学院入学後の成績との相関性

当省が実地調査した 38 法科大学院において、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関性の有無について調査したところ、次のとおり、相関があるとするものが 7 法科大学院、相関がないとするものが 22 法科大学院、分からないとするものが 9 法科大学院であった（図表 2 - (2) - ア - ③参照）。

- ① 相関性があるとする 7 法科大学院においては、i) 調査・分析した結果、一定の相関関係がみられた、ii) 適性試験結果が上位にある学生は、入学後の成績が良い傾向にあるなどとして、相関性があるとしている。
- ② 相関性がないとする 22 法科大学院においては、i) 議論・分析してきたが、全く相関関係はない、ii) 適性試験の成績が良いからといって、法科大学院で伸びるとは限らない、iii) 適性試験の下位何%は、法科大学院で学習しても成果が上がらないとは言えないなどとして、相関性がないとしている。
- ③ 分からないとする 9 法科大学院においては、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関性について分析したことがないとしている。
 なお、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関性がないとする法科大学院の中においても、受験者、特に法律基礎知識の能力を測ることが認められていない未修者については、その能力を測る客観的指標としての意味はあるとするものが 6 校ある。

図表 2 - (2) - ア - ③ 法科大学院入学後の成績との相関性

(単位：校)

区 分	校数	備考
相関性がない	22	
相関性がある	7	
相関性を分析したことがない	9	
合 計	38	

(注) 当省の調査結果による。

c 入学者選抜試験における適性試験の配点割合

入学者選抜試験における適性試験と筆記試験や面接試験との比重に差があることから、当省が実地調査した 38 法科大学院において、入学者選抜試験における適性試験の配点割合について調査したところ、配点割合を見直しているものは、16 法科大学院ある。その内訳をみると、次のとおり、配点割合を下げているものが 11 法科大学院、配点割合を上げているものが 5 法科大学院であった（図表 2 - (2) - ア - ④参照）。

- ① 配点割合を下げている 11 法科大学院においては、その理由について、i) 適性試験と学業成績との相関係数が必ずしも高くない、ii) 司法試

験の合格には論文力が重要と判断したなどとしている。

- ② 配点割合を上げている 5 法科大学院においては、その理由について、
 i) 未修者については、適性試験の点数が高い者が司法試験に合格する可能性が比較的高い傾向にある、ii) 文部科学省が一定の相関はあるとしているので、適性試験の比重を高めることは合理的であるなどとしている。

図表 2 - (2) - ア - ④ 適性試験の配点割合の見直し状況

(単位：校)

区 分	校数	備考
配点割合を下げている	11	
配点割合を上げている	5	
合 計	16	

(注) 当省の調査結果による。

d 意識調査結果

当省が実施した意識調査において、法科大学院専任教員（以下「専任教員」という。）、法科大学院の最終年次に在籍している学生（以下「学生」という。）、法科大学院を修了し司法試験受験中の者（平成 23 年司法試験合格者を含む。以下「修了者」という。）及び新司法試験制度を経た弁護士（以下「新弁護士」という。）の計 1,364 人を対象に、適性試験の有効性の評価について尋ねたところ、「①法曹養成に特化した教育を行う前提として、判断力・思考力・分析力・表現力等の資質を測るため有効である。」との回答肢に対し「そう思う」（「どちらかと言えばそう思う」を含む。以下同じ。）と回答した者は 33.2%、「そう思わない」（「どちらかと言えばそう思わない」を含む。以下同じ。）と回答した者は 55.5%、「②適性試験の成績と法科大学院の成績に一定の相関が認められ、入学者の適性の評価としては有効である。」との回答肢に対し「そう思う」と回答した者は 22.5%、「そう思わない」と回答した者は 58.0%、「③適性試験の成績と司法試験の成績に相関は認められないなど、あまり有効とはいえない。」との回答肢に対し「そう思う」と回答した者は 57.0%、「そう思わない」と回答した者は 24.1%となっている。

(ウ) 評価の結果

中教審法科大学院特別委員会の改善状況調査結果（平成 23 年 9 月 14 日）では、平成 23 年度入学者選抜試験において、73 法科大学院中 27 法科大学院（36.99%）が適性試験最低基準点を設定しており、また、結果として、73 法科大学院中 54 法科大学院（73.97%）が適性試験の下位 15%未満の者を合格させていないという実態が明らかにされていることから、法科大学院においては、適性試験の成績による選別が行われてきている。

適性試験の下位 15%未満を目安とする最低基準点の設定は、中教審法科大学院特別委員会により、各法科大学院に対して促されているが、一方で、法科大学院関係者の中には、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関性はないとの指摘がある。

適性試験の成績と法科大学院入学後の成績等の相関性については、調査研究報告書において、一部の法科大学院で有意な相関性がみられたとされている。

しかし、調査研究報告書は、74 法科大学院中 16 法科大学院（21.62%）を抽出し、平成 16 年度、17 年度の入学者を対象に実施したものであり、調査対象範囲が限定されている。なお、調査研究報告書においても、平成 18 年度以降の入学者についてもデータを蓄積して、各入学者集団の能力分布の年度間の変動の傾向を把握した上で、相関関係の有無や大小を論ずるべきであるとしている。

以上のことから、適性試験の活用に関しては、次のような課題が認められる。

法科大学院協会の調査研究報告書は、調査対象校が 16 校と少なく、また、平成 16 年度、17 年度の入学者のみを対象に調査、分析したものであることから、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関性について、より精緻な情報を得るため、調査対象校を拡大するとともに、18 年度以降の入学者も対象に含め、改めて調査、分析を行うことが課題となっている。